

Public Charge

栄養給付および生活保護： 移民手続きへの影響

食品栄養局から栄養給付援助を受けることにより、移民は「public charge (パブリックチャージ、米国社会の負担になる可能性がある人)」とは見なされません。つまり、フードスタンプや女性・乳幼児・子供向け特別栄養補助プログラム (Special Supplemental Nutrition Program for Women, Infants, and Children - WIC) からの手当、無料または低価格の学校給食、その他の食品栄養局による栄養給付援助を受けているという理由から、米国への移住者が国外追放になったり、入国を拒否されたり、または永住権を否定されることはありません。

詳細は、以下のホームページをご覧ください。

www.fns.usda.gov

または

コンピュータへのアクセスがない場合は、トールフリー (フリーダイヤル) 番号 **1-800-221-5689** に電話し、資料を請求ください。

米国農務省は、機会均等供給者/雇用者です。

Japanese